

別表（第66条関係）

申請等の区分	手数料		
(1) 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する確認申請及び法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する通知	床面積	30平方メートル以内のもの	1件につき 1万円
	積算	30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 1万8,000円
	計	100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 2万8,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 3万6,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 6万6,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 9万3,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 16万円
		5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき 28万円
		1万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件につき 37万円

		3万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1件につき 46万円
		5万平方メートルを超えるもの	1件につき 90万円
(2) 削除			
(3) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請(法第7条の3第5項及び第7条の4第3項に規定する中間検査合格証の交付を受けた建築物に係るものを除く。)及び法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する通知(法第18条第21項に規定する中間検査合格証の交付を受けた建築物に係るものを除く。)	床 面 積 の 合 計	30平方メートル以内のもの	1件につき 1万6,000円
		30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 1万9,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 2万5,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 3万4,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 5万8,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 7万8,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 12万円
		5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき 19万円

		1万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件につき 24万円
		3万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1件につき 30万円
		5万平方メートルを超えるもの	1件につき 61万円
(4) 法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請(法第7条の3第5項及び法第7条の4第3項に規定する中間検査合格証の交付を受けた建築物に係るものに限る。)及び法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する通知(法第18条第21項に規定する中間検査合格証の交付を受けた建築物に係るものに限る。)	床面積の合計	30平方メートル以内のもの	1件につき 1万5,000円
		30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 1万8,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 2万4,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 3万1,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 5万5,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 7万5,000円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 11万円
		5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	1件につき 18万円

		のもの	
		1万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの	1件につき 23万円
		3万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	1件につき 29万円
		5万平方メートルを超えるもの	1件につき 60万円
(5) 法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査申請及び法第18条第19項の規定に基づく建築物に関する通知	中間検査を行う部分の床面積の合計	30平方メートル以内のもの	1件につき 1万5,000円
		30平方メートルを超え100平方メートル以内のもの	1件につき 1万8,000円
		100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	1件につき 2万3,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	1件につき 3万2,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき 5万2,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき 7万円
		2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき 10万円

	<p>5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</p> <p>1件につき 16万円</p>
	<p>1万平方メートルを超え3万平方メートル以内のもの</p> <p>1件につき 21万円</p>
	<p>3万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの</p> <p>1件につき 26万円</p>
	<p>5万平方メートルを超えるもの</p> <p>1件につき 53万円</p>
<p>(6) 法第7条の6第1項第1号若しくは第2号(建築主事が、安全上、防火上及び避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合していることを認めるときに限る。)又は法第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定を(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。))の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請</p>	<p>1件につき 12万円</p>

( 7 ) 法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道 路位置指定申請	1 件につき 5 万円
( 8 ) 法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道 路位置指定の変更申請	1 件につき 2 万 5 , 0 0 0 円
( 9 ) 法第 4 3 条第 2 項第 1 号の規定に基づく建 築物の敷地と道路との 関係の建築認定申請	1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円
( 1 0 ) 法第 4 3 条第 2 項 第 2 号の規定に基づく 建築物の敷地と道路と の関係の建築許可申請	1 件につき 3 万 3 , 0 0 0 円
( 1 1 ) 法第 4 4 条第 1 項 第 2 号の規定に基づく 公衆便所等の道路内に おける建築許可申請	1 件につき 3 万 3 , 0 0 0 円
( 1 2 ) 法第 4 4 条第 1 項 第 3 号の規定に基づく 道路内における建築認 定申請	1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円
( 1 3 ) 法第 4 4 条第 1 項 第 4 号の規定に基づく 公共用歩廊等の道路内 における建築許可申請	1 件につき 1 6 万円
( 1 4 ) 法第 4 7 条ただし 書の規定に基づく壁面	1 件につき 1 6 万円

<p>線外における建築許可申請</p>	
<p>( 1 5 ) 法第 4 8 条第 1 項  ただし書、第 2 項た  だし書、第 3 項た  だし書、第 4 項た  だし書、第 5  項た  だし書、第 6 項た  だし書、第 7 項た  だし  書、第 8 項た  だし書、  第 9 項た  だし書、第 1  0 項た  だし書、第 1 1  項た  だし書、第 1 2 項  た  だし書又は第 1 3 項  た  だし書 ( 法第 8 7 条  第 2 項若しくは第 3 項  又は第 8 8 条第 2 項に  おいて準用する場合を  含む。 ) の規定に基づ  く用途地域における建  築等許可申請</p>	<p>1 件につき 1 8 万円</p>
<p>( 1 6 ) 法第 5 1 条た  だし  書 ( 法第 8 7 条第 2 項  若しくは第 3 項又は第  8 8 条第 2 項において  準用する場合を含む。 )  の規定に基づく特殊建  築物等敷地許可申請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>

<p>( 1 7 ) 法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の特例認定申請</p>	<p>1 件につき 2 万 7,000 円</p>
<p>( 1 8 ) 法第 5 2 条第 1 0 項若しくは第 1 1 項の規定に基づく建築物の延べ面積又は同条第 1 4 項の規定に基づく建築物の容積率の特例許可申請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>
<p>( 1 9 ) 法第 5 3 条第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例又は同条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請</p>	<p>1 件につき 3 万 3 , 0 0 0 円</p>
<p>( 2 0 ) 法第 5 3 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号 ( 法第 5 7 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。 ) の規定に基づく建築物の敷地面積の許可申請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>
<p>( 2 1 ) 法第 5 5 条第 2 項</p>	<p>1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円</p>



<p>の規定に基づく建築物 の高さの特例認定申請</p>	
<p>( 2 2 ) 法第 5 5 条第 3 項 の規定に基づく建築物 の高さに関する特例又 は同条第 4 項各号の規 定に基づく建築物の高 さに関する制限の適用 除外に係る許可申請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>
<p>( 2 3 ) 法第 5 6 条の 2 第 1 項ただし書の規定に 基づく日影による建築 物の高さの特例許可申 請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>
<p>( 2 4 ) 法第 5 7 条第 1 項 の規定に基づく高架の 工作物内に設ける建築 物の高さに関する制限 の適用除外に係る認定 申請</p>	<p>1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円</p>
<p>( 2 5 ) 法第 5 8 条第 2 項 の規定に基づく高度地 区における建築物の高 さの特例許可申請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>

<p>( 2 6 ) 法第 5 9 条第 1 項 第 3 号の規定に基づく 高度利用地区における 建築物の容積率、建蔽 率、建築面積又は壁面 の位置の特例許可申請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>
<p>( 2 7 ) 法第 5 9 条第 4 項 の規定に基づく高度利 用地区における建築物 の各部分の高さの許可 申請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>
<p>( 2 8 ) 法第 5 9 条の 2 第 1 項の規定に基づく敷 地内に広い空地を有す る建築物の容積率又は 各部分の高さの特例許 可申請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>
<p>( 2 9 ) 法第 6 8 条の 3 第 1 項の規定に基づく再 開発等促進区等の区域 における建築物の容積 率、同条第 2 項の規定 に基づく建築物の建蔽 率又は同条第 3 項の規 定に基づく建築物の高 さに関する制限の適用 除外に係る認定申請</p>	<p>1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円</p>

<p>( 3 0 ) 法第 6 8 条の 3 第 4 項の規定に基づく再開発等促進区等の区域における建築物の各部分の高さの許可申請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>
<p>( 3 1 ) 法第 6 8 条の 4 の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請</p>	<p>1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円</p>
<p>( 3 2 ) 法第 6 8 条の 5 の 3 第 2 項の規定に基づく地区計画又は沿道地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>
<p>( 3 3 ) 法第 6 8 条の 5 の 5 第 1 項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の容積率又は同条第 2 項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請</p>	<p>1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円</p>

<p>( 3 4 ) 法第 6 8 条の 5 の 6 の規定に基づく地区 計画等の区域における 建築物の建蔽率の算定 の基礎となる建築面積 に係る認定申請</p>	<p>1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円</p>
<p>( 3 5 ) 法第 6 8 条の 7 第 5 項の規定に基づく予 定道路に係る建築物の 延べ面積の特例許可申 請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>
<p>( 3 6 ) 法第 8 5 条第 6 項 の規定に基づく仮設建 築物建築許可申請</p>	<p>1 件につき 1 2 万円</p>
<p>( 3 7 ) 法第 8 5 条第 7 項 の規定に基づく仮設建 築物建築許可申請</p>	<p>1 件につき 1 6 万円</p>
<p>( 3 8 ) 法第 8 6 条第 1 項 の規定に基づく総合的 設計による一団地の建 築物の特例認定申請</p>	<p>1 件につき 建築物の数が 1 又は 2 である場合にあっては 7 万 8 , 0 0 0 円、建築物の数が 3 以上である場合にあって は 7 万 8 , 0 0 0 円に 2 を超える建築物の数に 2 万 8 , 0 0 0 円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>( 3 9 ) 法第 8 6 条第 2 項 の規定に基づく既存建 築物を前提とした総合 的設計による建築物の 特例認定申請</p>	<p>1 件につき 建築物 ( 既存建築物を除く。以下この号におい て同じ。 ) の数が 1 である場合にあっては 7 万 8 , 0 0 0 円、 建築物の数が 2 以上である場合にあっては 7 万 8 , 0 0 0 円 に 1 を超える建築物の数に 2 万 8 , 0 0 0 円を乗じて得た額 を加算した額</p>
<p>( 4 0 ) 法第 8 6 条第 3 項 の規定に基づく一団地</p>	<p>1 件につき 建築物の数が 1 又は 2 である場合にあっては 2 2 万円、建築物の数が 3 以上である場合にあっては 2 2 万</p>

<p>内における建築物に関する特例許可申請</p>	<p>円に2を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>(41) 法第86条第4項の規定に基づく一の敷地内にあるとみなされる建築物に関する特例許可申請</p>	<p>1件につき 建築物(既存建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>(42) 法第86条の2第1項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請</p>	<p>1件につき 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては7万8,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては7万8,000円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>(43) 法第86条の2第2項の規定に基づく一敷地内認定建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請</p>	<p>1件につき 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>(44) 法第86条の2第3項の規定に基づく一敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請</p>	<p>1件につき 建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1である場合にあっては22万円、建築物の数が2以上である場合にあっては22万円に1を超える建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>(45) 法第86条の5第1項の規定に基づく一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消申請</p>	<p>1件につき 6,400円に現に存する建築物の数に1万2,000円を乗じて得た額を加算した額</p>

<p>( 4 6 ) 法第 8 6 条の 6 第 2 項の規定に基づく一 団地の住宅施設に關す る都市計画に基づく建 築物の容積率、建蔽率、 外壁の後退距離又は高 さに関する制限の適用 除外に係る認定申請</p>	<p>1 件につき 2 万 7 , 0 0 0 円</p>
<p>( 4 7 ) 法第 8 6 条の 8 第 1 項の規定に基づく既 存の一の建築物につい て 2 以上の工事に分け て増築等を含む工事を 行う全体計画の認定申 請</p>	<p>1 件につき 1 2 万円</p>
<p>( 4 8 ) 法第 8 6 条の 8 第 3 項の規定に基づく同 条第 1 項の認定を受け た全体計画の変更の認 定申請</p>	<p>1 件につき 1 2 万円</p>
<p>( 4 9 ) 法第 8 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく既 存の一の建築物につい て 2 以上の工事に分け て用途の変更に伴う工 事を行う全体計画の認 定申請</p>	<p>1 件につき 1 2 万円</p>
<p>( 5 0 ) 法第 8 7 条の 2 第</p>	<p>1 件につき 1 2 万円</p>

<p>2項において準用する 法第86条の8第3項 の規定に基づく法第8 7条の2第1項の認定 を受けた全体計画の変 更の認定申請</p>		
<p>(51) 法第87条の3第 6項の規定に基づく建 築物の用途を変更して 一時的に他の用途の建 築物として使用する許 可申請</p>	<p>1件につき 12万円</p>	
<p>(52) 法第87条の3第 7項の規定に基づく建 築物の用途を変更して 一時的に他の用途の建 築物として使用する許 可申請</p>	<p>1件につき 16万円</p>	
<p>(53) 法第87条の4並 びに第88条第1項及 び第2項において準用 する法第6条第1項の 規定に基づく建築設備 及び工作物に関する確 認申請並びに法第18 条第2項の規定に基づ く建築設備及び工作物</p>	<p>建築設備を設置する場合 (次に掲げる場合を除く。)</p>	<p>1件につき 1万7,000円 (小荷物専用昇降機につい ては、8,000円)</p>
	<p>確認済証の交付を受けた建 築設備の計画変更をして建 築設備を設置する場合</p>	<p>1件につき 1万円 (小荷物専用昇降機につい ては、5,000円)</p>
	<p>工作物を築造する場合(次 に掲げる場合を除く。)</p>	<p>1件につき 1万5,000円</p>

<p>に関する通知</p>	<p>確認済証の交付を受けた工 作物の計画の変更をして工 作物を築造する場合</p>	<p>1件につき 9,000円</p>
<p>(54) 法第87条の4の 規定において準用する 法第7条第1項の規定 に基づく建築設備に関 する完了検査申請及び 法第18条第16項の 規定に基づく建築設備 に関する通知</p>	<p>1件につき 2万1,000円  (小荷物専用昇降機については、1万3,000円)</p>	
<p>(55) 法第88条第1項 及び第2項の規定にお いて準用する法第7条 第1項の規定に基づく 工作物に関する完了検 査申請及び法第18条 第16項の規定に基づ く工作物に関する通知</p>	<p>1件につき 1万5,000円</p>	

#### 備考

1 第1号の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について敷地ごとに算定する。

(1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該建築物に係る部分の床面積

(2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあつては当該増加する部分の床面積)



- ( 3 ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
- ( 4 ) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 第3号及び第4号の床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1について敷地ごとに算定する。
- 3 第1号及び第3号から第5号までに掲げる申請等に係る建築物等が法第87条の4に規定する昇降機を有するものである場合の手数料については、当該申請等に係る手数料の額に、当該昇降機1機につき第53号又は第54号の規定を適用したものとした場合の手数料の額を加えた額とする。